

平成 30 年 4 月から 国民健康保険のしくみが変わります

この 10 年で、70 歳以上の高齢者数は **1.3 倍**に、国民医療費は **1.3 倍**になりました。団塊世代が全員 75 歳以上になる 2025 年には、国民医療費の総額は **61.8 兆円**にもなる見込みです。

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「少子高齢化の進展による現役世代の負担増」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という課題を抱えていました。



国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成 30 年 4 月から、これまでの市町村に加え



- 都道府県も国民健康保険の運営に加わるようになります
- 市町村はこれまでどおり、加入者の皆さまに身近な国保に関する業務を行います

変わらないこと

加入者の皆さまの窓口はこれまでどおり
お住まいの市町村です

- ・ 加入、脱退などの各種手続きや、保険証（被保険者証）の交付
- ・ 療養費や高額療養費の給付サービス
- ・ 特定健診などの保健事業
- ・ 保険税（料）の賦課・決定や、納付先

変わること

長崎県内で他の市町に引っ越した場合、
これまでと変わります

- ・ 高額療養費の多数回該当（※）
平成 30 年 3 月までは、県内の他の市町に引っ越した場合、該当回数がリセットされていましたが、平成 30 年 4 月からは、該当回数を引き継がれます
（※）過去 12 か月以内に 3 回以上高額療養費に該当している場合、4 回目以降は高額療養費の限度額が引き下げられます

? 疑問点 (平成 30 年 4 月から、どうなる?)

- Q 改めて加入の手続きをしなければならないの? A 改めて手続きの必要はありません。
- Q 住所変更などの手続きは、どこに行けばいいの? A これまでどおり、お住まいの市町村が窓口となります。
- Q 保険証はどうなるの? A いまお持ちの保険証はそのまま使えます。
- Q 医療機関を受診する方法は変わるの? A これまでどおり、保険証をもって受診してください。
- Q 保険税（料）はどうなるの? A これまでどおり、お住まいの市町村から納税通知書が届きます。
市町村が決めた納期、納付方法により納付してください。

長崎県内の市町で協力し、加入者の皆さまにとって、
利便性やサービスを向上させます

- 保険証の様式や更新時期を、県内市町で統一します。
- 70 歳以上の方がお持ちの「高齢受給者証」を、保険証と兼ねるように（1枚で済むように）します。

ご存じですか? 障害者福祉医療費助成制度 関 福祉課障害者福祉係 ☎801-5827

障害者福祉医療費助成制度とは、障害者である支給対象者が、医療機関などで受診された際、支払われた保険診療金額について、その一部を助成する制度です。医療機関などの領収書を福祉医療費支給申請書に添えて役場福祉課に提出すると、助成額を計算し、登録された銀行口座に助成額を振り込みます。

助成を受けるためには、**役場福祉課で認定手続きが必要です。対象者の方には障害者福祉医療費受給者証を交付します。**

障害者福祉医療費支給対象者 (所得制限有)

- ・ 身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級、療育手帳 A1・A2・B1 または 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方
- ・ 特定疾患医療受給者証をお持ちの方

助成内容 (※障害の等級などで助成内容が異なります)

身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方

保険診療で、医療機関などに支払った月の合計金額が、**自己負担金額**を超えた場合にその差額を支給。
（※ただし、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方については通院のみが対象）

身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B1、特定疾患医療受給者証をお持ちの方

保険診療で、医療機関などに支払った月の合計金額が、**自己負担金額**を超えた場合にその差額の 2 分の 1 を支給。
（※ただし、特定疾患医療受給者証をお持ちの方については入院のみが対象）

福祉医療における自己負担金額

- 1 つの医療機関に月 1 日のみ通院（入院）した場合
..... 800 円
- 1 つの医療機関に月 2 日以上通院（入院）した場合
..... 1,600 円
- ※自己負担金は医療機関ごとに発生します。調剤薬局については、自己負担なし。

●以下のときには届出が必要です。

- ① 氏名、住所、加入している健康保険証などに変更があったとき。
- ② 登録してある福祉医療費の振込先口座に変更があったとき。
- ③ 受給要件の根拠となった障害者手帳などの変更があったとき。
- ④ 長与町から転出、死亡、生活保護受給、障害者手帳の返還、所得超過などにより受給資格を失ったとき。

賃貸住宅の原状回復トラブルにご注意ください!

～賃貸住宅の契約トラブルの未然防止には契約内容の十分な確認と理解が必要です～

消費者注意報

アパート、マンションなどの賃貸住宅へ入居するためには、一般的に賃貸借契約書を取り交わし、敷金や保証金などを支払って入居します。これらの金銭は賃貸住宅から退去した後、家主が滞納家賃や原状回復（賃貸住宅の修繕費など）を差し引き、残額を借主に返還すべきものと考えられています。しかし現実には、賃貸住宅を退去した後、家主が敷金や保証金の精算に応じない、敷金や保証金を超える高額な原状回復費用を請求された、などのトラブルが発生していますので、契約時には注意が必要です。

! トラブル回避のためのポイント

1. 入居時の物件確認の徹底

原状回復をめぐるトラブルの大きな原因として、入居時の物件確認が不十分であることが挙げられます。入居時に、貸主側立会いのもと、室内の現況、損耗などを写真に撮るなどして記録に残し、借主、貸主双方で確認しておきましょう。

2. 契約内容の確認の徹底

賃貸借契約を結ぶと、貸主と借主の双方が契約で定められた事項を確実に守る必要があります。契約時には契約書をよく確認しその内容を理解した上で契約しましょう。特約（「原状回復をしなければならない」とした条文）があった場合、特に注意が必要です。通常、原状回復義務を超えた負担を借主に課す特約は、トラブルの原因となることが多いので、納得できない場合

には契約を保留するなどの対応も必要です。

3. 退去時の物件確認

退去時にも、貸主側の立ち会いのもと、室内をチェックし、室内の汚れや損傷状況など修理箇所を確認しておきましょう。

4. 契約書面などの保管

締結した契約書は、敷金の精算など退去手続きの際に必要な事項が記載されている重要な書類です。契約書、重要事項説明書などは退去手続きが完了するまで大切に保管しましょう。

※参考：国土交通省が公表している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

困ったときは消費生活センターまたは長与町役場相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライン 局番なし ☎188
長崎県消費生活センター ☎824-0999
長与町消費生活相談窓口 ☎883-1111

※長与町ホームページでも消費生活に関する情報をお知らせしています。
町ホームページ→相談窓口→消費生活相談

長与町はより一層、安全・安心な住みよい環境づくりを推進するため、これからも引き続きその一役を担った消費生活相談窓口を維持し、相談の対応や悪質商法被害の防止など、継続した事業の展開を図っていきます。

平成 30 年 3 月 1 日
長与町長 吉田 慎一